

「働き方改革実行計画を踏まえた今後の産業医・ 産業保健機能の強化について(報告)」 のポイントと趣旨

近畿大学法学部 三柴 丈典

前書き

・働き方改革は、基本的に労働密度の向上を図っており、その方針に見合う労働者についてのみ、属性を問わず、同一労働同一賃金原則で救済しようとしている。

・厚労省安衛部は、必ずしもその方針に賛成していないが、それに反対するよりも、その方針の一環として、産業保健政策の発展を図ろうとしている。いわば「抱きつき作戦」をとろうとしている。

つまり、働き方改革による労働密度の向上とセットで、安心材料(セーフティネット)としての二次・三次予防策の担い手に産業医・産業保健を据えようとしている。

前書き

- ・産業医の独立性・中立性は、塩崎前厚生労働大臣が下命した経緯がある。事務局側は、それではうまくいかないことは承知しているので、書類上の看板として掲げているものの、少なくとも中立性の実現を図るつもりはないと思われる。
- ・産業医・産業保健業務の質的变化を明示している。過労・メンタルヘルス対策、両立支援を強調することで、安全衛生行政の「働き方、生き方への介入」を方向付けている。

1 事業者における労働者の健康確保対策の強化

- ・働き方改革から生じ得るリスクに対して、産業医による産業保健活動をもって充てようとしている。

- ・産業医による産業保健活動の中心は、不調者に関する就業上の配慮の勧告なので、企業の経営・人事労務管理方針そのものへの介入は予定していないというスタンスを示すことで、(官邸や)経営側への刺激を避けつつ、「産業医は自らの専門性の向上を図るとともに、事業者は産業医の意見を組織として受け止め、より適切な対応を行うことができる仕組みの整備が必要」として、一次予防を志向している。

- ・その実現のためにも、産業医の組織の中でのプレゼンスと信頼性(≠中立性・独立性)を高めようとしている。

1 事業者における労働者の健康確保対策の強化

ア 産業医による就業上の措置の勧告への事業者の対応を産業医にフィードバックさせること、他方、産業医が勧告を行う前に事業者との調整を図らせる制度を企図している。

いずれも、産業医の勧告の実効性を高めるための方策だが、後者には、産業医がピント外れな勧告をして組織内での信頼を失うことを防ぐ趣旨も込められている。産業医による勧告制度の趣旨を、法が設定した身分固有の権限と考えれば、相反する面もあるが、上記の目的との関係では有意義と解される。

1 事業者における労働者の健康確保対策の強化

イ 法改正(ガイドラインの根拠となる新たな条文の追加)を前提に、健康情報の取扱いに関するルールの交通整理を企図している。その際、

①産業医等による生データの取扱い

②産業医等の産業保健スタッフ以外の者への情報の加工提供

③事業場自治による取扱いルールの策定

の原則を明示しつつ、緩やかな運用を認める方向性を打ち出している。

このうち①は、従前は、その質量不足を理由に、一律的な方向付けが避けられて来たが、より強い原則化が図られるように思われる。

1 事業者における労働者の健康確保対策の強化

ウ 平成8年の法改正の際にも謳われていた「顔の見える産業医制度」の実現を志向している。

そのため、「任意の全員面談」の方向性を打ち出している。

2 産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境の整備

ア 独立性と中立性の強化を求める塩崎前大臣の下命には、一応、文言上法令に示すことで対応が図られている。

・中立性より産業医学の専門性と近い独立性と権限の強化を図ろうとする安全衛生部の本音も顕れている。産業医の離任時の事業者による衛生委員会への報告の義務づけは、その制度的担保といえる。

・また、上記の目的設定(産業医の組織中でのプレゼンスと信頼性の向上)との関係でも実質的な重要な産業医の能力の向上を強調している。これは、産業医大のカリキュラムや医師会実施研修内容の再編をもって対応が図られる予定である。三柴が提言した、経営・法律に関する教育の強化も図られると思われる。

2 産業医がより一層効果的な活動を行いやすい環境の整備

イ 平成28年に公表された産業医制度の在り方に関する検討会報告書の目玉である、産業医への労働者の業務歴に関する情報の提供義務が示されている。

ウ 衛生委員会の活動の実質化のため、産業医のイニシアティブの強化を図っている。併せて、①労働者からの事情聴取、②作業主任者等への意見、③緊急時の労働者への指示などを権限として規定する方向性を打ち出している。

②は、安全衛生スタッフにおける産業医のリーダー的立場の明確化を志向するもの、③は、安全衛生活動(リスク管理活動)の活性化にとって緊急時対応が鍵となることを踏まえたもの、と解される。

3 その他

- 産業医の勧告の実効性の確保のため、勧告内容等と事業者の対応を記録させる方向性を打ち出している。記録の存在は、労災発生時の事業者の民事過失責任の判断に直結するため、事業者による産業医の勧告の尊重を間接的に強制することになる。
- 産業医による勧告の帰趨のフィードバック、顔の見える産業医制度への取り組み、労働者の業務歴情報の産業医への提供は、中小企業でも実施されるべき、制度改正の要目と解されている。
- 中小企業への制度実施の猶予、産業保健総合支援センター事業の充実化（予算の確保）を通じて、産業医・産業保健制度の拡充を図っている。